## 議案第37号

勝山市下水道条例の一部改正について

勝山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年9月7日提出

勝山市長 水上 実喜夫

## 提案理由

悪天候や災害などでメーターの点検が困難な場合に、メーターの点検を行わずに水量の認定を行えるようにするため、及び下水道使用料について、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成 25 年法律第 41 号)の経過措置が終了し、総額表示が義務付けられたため、この案を提出する。

## 勝山市条例第 号

勝山市下水道条例の一部を改正する条例

勝山市下水道条例(昭和57年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(使用料の算定方法)	(使用料の算定方法)
第12条の4 使用料の額は、別表第2に定めるところにより、定例日 (料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)	第12条の4 使用料の額は、別表第2に定めるところにより、定例日 (料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)
にメーターの点検を行い、 <u>その</u> 日の 属する月分として算定する。 <b>ただし、やむを得ない理由があると</b>	にメーターの点検を行い、 <b>その計量した水量をもって、定例</b> 日の 属する月分として算定する。
<b>きは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。</b> この	この
場合使用水量の算定方法は、 <b>毎期において</b> 使用者が排除した汚水	場合使用水量の算定方法は、 <b>各月ごとに</b> 使用者が排除した汚水
の量に応じ、 <b>次項</b> により算定した量とし、毎期の使用料の額は、	の量に応じ、 <u>第3項</u> により算定した量とし、毎期の使用料の額は、
各月ごとに計算した額 <b>に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条</b>	各月ごとに計算した額
に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)	
及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83	
<b>に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、</b> その	<b>(</b> その
額に1円未満の端数が生じたときは、 <b>その端数金額</b> を切り捨てた額	額に1円未満の端数が生じたときは、 <b>これ</b> を切り捨てた額 <b>)</b>

とする。	

- 2 公衆浴場及びプールからの排出水は、別表第2の**公衆浴場料金**を 適用する。
- 3 4 (略)

(新設)

## 別表第2(第12条の4関係)

(1月につき)

使用区分	使用料区分	排水量等	料金
一般汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1, 230</u>
			<u>円</u>
	従量使用料(1立	10立方メートルを超え30	<u>130円</u>
	方メートルにつ	立方メートル以下の分	
	き)	30立方メートルを超え50	150円
		立方メートル以下の分	
		50立方メートルを超え100	<u>170円</u>
		立方メートル以下の分	
		100立方メートルを超える	195円
		分	_
公衆浴場汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1, 230</u>

を合算した額とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、 市長は、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができるも のとする。

- 2 公衆浴場及びプールからの排出水は、別表第2の**公衆浴場汚水**を 適用する。
- 3 4 (略)
- 5 市長は、悪天候や災害などによりメーターの点検が困難であると 認めたときは、第1項の規定にかかわらず、メーターの点検を行わ ずに使用料を算定できるものとする。

別表第2(第12条の4関係)

(1月につき)

使用区分	使用料区分	排水量等	料金
一般汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1, 353</u>
			<u>円</u>
	従量使用料(1立	10立方メートルを超え30	<u>143円</u>
	方メートルにつ	立方メートル以下の分	
	き)	30立方メートルを超え50	<u>165円</u>
		立方メートル以下の分	
		50立方メートルを超え100	<u>187円</u>
		立方メートル以下の分	
		100立方メートルを超える	<u>214. 5</u>
		分	円
公衆浴場汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1, 353</u>

			四
	従量使用料(1立	10立方メートルを超える	63円
	方メートルにつ	分	
	き)		
水道水以外の	時間計(1個につ		<u>50円</u>
計測器	き)		
	量水器(直読式1	口径13ミリメートル	<u>50円</u>
	個につき)	口径20ミリメートル	95円
			_
		口径25ミリメートル	<u>110円</u>
		口径40ミリメートル	<u>250円</u>
		口径50ミリメートル	<u>480円</u>
		口径75ミリメートル	<u>1, 120</u>
			円
		口径100ミリメートル	<u>1, 500</u>
			円
		口径125ミリメートル	<u>1, 920</u>
			円
	量水器(遠隔式1	口径13ミリメートル	<u>200円</u>
	個につき)	口径20ミリメートル	<u>250円</u>
		口径25ミリメートル	<u>260円</u>
		口径40ミリメートル	360円
		口径50ミリメートル	<u>1, 550</u>

			四				<u>E</u>
	従量使用料(1立	10立方メートルを超える	63円		従量使用料(1立	10立方メートルを超える	<u>69. 3</u> ₽
	方メートルにつ	分			方メートルにつ	分	
	き)				き)		
水道水以外の	時間計(1個につ		50円	水道水以外の	時間計(1個につ		<u>55</u> P
計測器	き)			計測器	き)		
	量水器(直読式1	口径13ミリメートル	<u>50円</u>		量水器(直読式1	口径13ミリメートル	<u>55</u> F
	個につき)	口径20ミリメートル	95円		個につき)	口径20ミリメートル	<u>104</u> .
							F
		口径25ミリメートル	110円			口径25ミリメートル	<u>121</u> F
		口径40ミリメートル	250円			口径40ミリメートル	<u>275</u> F
		口径50ミリメートル	480円			口径50ミリメートル	<u>528</u> F
		口径75ミリメートル	<u>1, 120</u>			口径75ミリメートル	1, 23
			円				<u> </u>
		口径100ミリメートル	1, 500			口径100ミリメートル	1, 65
			四				<u> </u>
		口径125ミリメートル	1, 920			口径125ミリメートル	<u>2, 11</u>
			四				E
	量水器(遠隔式1	口径13ミリメートル	200円		量水器(遠隔式1	口径13ミリメートル	<u>220</u> F
	個につき)	口径20ミリメートル	250円		個につき)	口径20ミリメートル	<u>275</u> F
		口径25ミリメートル	260円			口径25ミリメートル	<u>286</u> F
		口径40ミリメートル	360円			口径40ミリメートル	396F
		口径50ミリメートル	1, 550			口径50ミリメートル	1, 70

			田
口径75ミリメートル	1. 800	口径75ミリメートル	<u>1, 980</u>
	<u> </u>		円
口径100ミリメートル	<u>2, 200</u>	口径100ミリメートル	<u>2, 420</u>
	<u> </u>		円
口径125ミリメートル	<u>3, 650</u>	口径125ミリメートル	<u>4, 015</u>
	<u> </u>		<u>円</u>

附則

この条例は、公布の日から施行する。